平成２２年（フ）第８５６号
宮城県岩沼市押分字南光谷７番地の１
債務者　星　　清栄
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１１号
宮城県多賀城市大代５丁目２番３号レジデンスよしのＢ―201号
債務者　中鉢　佳孝
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９８９号
仙台市宮城野区岩切字山神北43番地の29　アムールアイ101
債務者　吉田　一美
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
仙台市宮城野区高砂２丁目18番地の８　銀杏館105
債務者　菊池　莉加
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００６号
仙台市泉区寺岡１丁目４番地の13
債務者　山田としゑ
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５０号
仙台市宮城野区平成１丁目13番41号　コーポ菅井Ａ棟１
債務者　音無　伸一
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６７号
宮城県岩沼市栄町２丁目１番11―113号
債務者　三浦　亜希
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１００号
宮城県岩沼市阿武隈２丁目３番２―３号
債務者　林　美樹子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
福島市丸子字台12番地の１　ピュアハウス202
債務者　佐藤　　正
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９７号
福島市蓬莱町５丁目13番４号
債務者　青砥　孝二
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０２号
福島市笹木野字天戸畑４番地の10
債務者　鈴木　道子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
福島県伊達市保原町字久保42番地２、旧住所福島市丸子字御山越46番地の２　第２ＦＭハイツ205
債務者　菅井高太郎
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
福島市永井川字向光白27番地の１　ファミールエンドー101
債務者　斎藤　　寛
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２１２号
福島市小倉寺字堂宮敷６番地の２　加藤住宅５号
債務者　小林カヨ子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９２号
群馬県桐生市相生町１丁目91番地５、住民票上の住所群馬県桐生市宮前町１丁目３番33号
債務者　金子　綾子
１　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２４７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条341番地５　コーポハギハラ101号
債務者　河西恵美子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
山梨県北杜市白州町花水1380番地
債務者　植松　富久
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係